

令和2年度

監査結果報告書

定期監査

(支所・公民館・保育所・幼稚園・小学校・中学校)

松山市監査委員

松監第45号
令和2年11月13日

様

松山市監査委員 原田光雄

同 飯尾隆哉

同 梶原時義

同 向田将央

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を
松山市監査基準に準拠し実施しましたので、同条第9項の規定により、
監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

定期監査（支所・公民館・保育所・幼稚園・小学校・中学校）

定期監査結果報告	1
(1) 支 所	2
(2) 公民館	2
(3) 保育所	2
(4) 幼稚園	3
(5) 小学校、中学校	3
むすび	5

定期監査結果報告

1 監査の対象

- (1) 支 所 浮穴支所、興居島支所（泊出張所）、潮見支所
- (2) 公民館 宮前公民館、石井公民館、清水公民館
由良公民館 番町公民館 潮見公民館
- (3) 保育所 久米保育園
- (4) 幼稚園 三津浜幼稚園
- (5) 小学校 宮前小学校、潮見小学校、久枝小学校、番町小学校
石井小学校、荏原小学校、坂本小学校
- 中学校 雄新中学校、鴨川中学校、勝山中学校
久谷中学校、北中学校、東中学校

2 監査の期間

令和2年8月17日から令和2年8月28日まで

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- (1) 公金等管理
現金の取り扱いは適正に行われているか。
- (2) 財産管理
備品及び郵券の現物は台帳と一致し、適正に管理されているか。
- (3) 施設管理
薬品は適正に管理されているか。
自動体外式除細動器（以下「AED」という。）は適正に管理されているか。
施設管理は適正に行われているか。

4 監査の実施内容

施設の公金等管理、財産管理及び施設管理について現地調査を実施、また関係者の説明聴取や関係書類等の提出を求めるなどして、監査を行った。

5 監査の結果

次のとおりである。

(1) 支 所

- 1) 公金等管理について
適正に管理されていた。
- 2) 財産管理について
適正に管理されていた。
- 3) 施設管理について
一部の支所において、次の点が見受けられた。

【要望事項】

・施設の維持管理について

1階事務室において雨漏りによる天井材の変形及び壁紙の剥離が、2階会議室において雨漏りによる鉄骨材の腐食が見受けられた。
一度修繕工事を行っているとのことであるが、状況が改善されていないため、原因等を調査の上、適正な施設の維持管理に努められたい。

[興居島支所]

(2) 公 民 館

- 1) 公金等管理について
適正に管理されていた。
- 2) 財産管理について
適正に管理されていた。
- 3) 施設管理について
一部の公民館において、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・A E Dの管理について

A E Dの管理について、宮前公民館で、消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルが本体等に取り付けられていない状況が見受けられた。
また、清水公民館、番町公民館及び潮見公民館では、表示ラベルが本体等に取り付けられていないことに加えて、日常点検の記録がされていない状況が見受けられた。
所管施設において設置・管理しているA E Dの適切な管理の徹底を図られたい。

[宮前公民館、清水公民館、番町公民館、潮見公民館]

(3) 保 育 所

- 1) 公金等管理について
適正に管理されていた。
- 2) 財産管理について
適正に管理されていた。

- 3) 施設管理について
保育所において、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・ A E Dの管理について

A E Dの管理について、消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルが本体等に取り付けられていない状況が見受けられた。

所管施設において設置・管理しているA E Dの適切な管理の徹底を図られたい。

[久米保育園]

(4) 幼稚園

- 1) 公金等管理について
適正に管理されていた。
- 2) 財産管理について
適正に管理されていた。
- 3) 施設管理について
幼稚園において、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・ A E Dの管理について

A E Dの管理について、消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルが本体等に取り付けられていない状況が見受けられた。

所管施設において設置・管理しているA E Dの適切な管理の徹底を図られたい。

[三津浜幼稚園]

(5) 小学校、中学校

- 1) 公金等管理について
適正に管理されていた。
- 2) 財産管理について
適正に管理されていた。
- 3) 施設管理について
一部の学校において、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・薬品の適正管理について

薬品の管理について、潮見小学校では、「医薬用外劇物」の文字の表示がない場所に劇物が保管されていた。また、劇物の薬品簿において、劇物の記載がないものや、メタノールを燃料用アルコールと記載されている状況が見受けられた。

雄新中学校では、「医薬用外毒物」の文字の表示がない場所に毒物が保管されており、毒物がない保管庫に「医薬用外毒物」の文字の表示がある状況が見受けられた。

久谷中学校では、劇物を保管している冷蔵庫に「医薬用外劇物」の文字の表示がなく、施錠がされていない状況が見受けられた。

東中学校では、劇物の容器に「医薬用外劇物」の文字の表示がないものが複数見受けられた。

毒物及び劇物の取扱いについては「毒物及び劇物取締法」に基づき保管管理を徹底されたい。

[潮見小学校、雄新中学校、久谷中学校、東中学校]

・AEDの管理について

AEDの管理について、荏原小学校では、消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルが、本体等に取り付けられていないもの及び交換時期等の記載がないものが見受けられた。

宮前小学校では、表示ラベルが、本体等に取り付けられていないもの及び交換時期等の記載がないものに加えて、一部のAEDで日常点検の記録がされていない状況が見受けられた。

久枝小学校では、一部のAEDで日常点検の記録がされていない状況や、交換時期が過ぎた電極パッドが本体に接続されている状況が見受けられた。

番町小学校では、表示ラベルに記載する消耗品の交換時期等が、バッテリーでは記載がなく、電極パッドでは記載が更新されていない状況が見受けられた。

所管施設において設置・管理しているAEDの適切な管理の徹底を図られたい。

[荏原小学校、宮前小学校、久枝小学校、番町小学校]

むすび

今回の施設監査の結果、一部の施設において、施設管理の面から改善すべき事項が見受けられた。それらのうち、今後の適正な管理を行う上で、下記の2点については特に、全関係施設を対象に再度、点検を行うなどにより改善を図られたい。

(1) 薬品の適正管理について（小学校・中学校）

学校における薬品管理については、「教育機関における毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について（平成20年2月21日付け薬食化発第0221001号厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長通知）（以下「通知」という。）」等において再三にわたり通知されているところであるが、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）に定める貯蔵場所への表示がされていないことや、劇物の容器ラベルに「医薬用外劇物」の文字の表示がないこと及び施錠できない保管庫に劇物が保管されていることなど、適正な管理が行われていない状況が未だ複数の学校で見受けられた。

薬品の管理については、昨年度も同様に指摘したところであるが、依然として改善がされていない。国からの通知は、教育機関で実際に発生した毒物又は劇物の盗難・紛失事件等の対策を示したものであり、改めて、法に基づく保管管理を徹底されたい。

(2) AEDの適正管理について（公民館・保育園・幼稚園・小学校）

AEDは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器である。

AEDの管理については、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）（平成21年4月16日付け医政発第0416001号・薬食発第0416001号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知）」（以下「通知」という。）においてAEDの適切な管理等のため設置者等が行うべき事項が示されているところであるが、交換時期が過ぎた電極パッドをAED本体に接続している状況や、消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルが取り付けられていない状況、日常点検の記録がされていない状況等が見受けられた。

救命救急でAEDが使用される際に、管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためにも、通知等に基づき、適切な管理の徹底を図られたい。